

# 八雲町 自治基本条例コーナー

八雲町の  
「まちづくり」に  
参加しませんか？

町民の皆様の声を広く聞き、町民主体の自治を実現することを目的に、平成22年4月1日に八雲町自治基本条例が制定されました。

このコーナーでは各種審議会などの委員公募や会議の開催案内、パブリックコメントの実施についてお知らせします。

詳しくは、各担当課へ問い合わせ頂るか、町HPをご覧ください。

八雲町一自治基本条例・町民参加

検索



しかしながら、近年では人口減少等に伴い、料金収入が減少し続けている一方、施設の老朽化が進んできているため、今後は更新経費が増え、いく見込みであり、厳しい財政事情となっていくことが予想されます。

八雲町と熊石町が合併した翌年の平成18年度に、水道・下水道料金の統一を図るための料金改定を行って以来、経費の節減や各種見直しに努めてきたことで、現在の料金体系を維持したまま、これまで事業運営を行ってきました。

私たちの生活に必要な水道および下水道事業は、使用されている皆様の料金収入を主な財源として運営されています。

## 水道・下水道料金の改定について

八雲町自治基本条例第14条の規定に基づき、町民皆様から広く意見を公募します

このようなことから、今後引き続き安心・安全な水道水を安定供給し、使われた水をきれいに処理していくため、水道・下水道料金の改定を平成26年4月より行いたいと考えています。

【意見の募集期間】  
10月1日(火)～10月31日(木)

【資料の入手方法】

- ①町ホームページからのダウンロード
- ②次の場所への備付  
環境水道課業務係、熊石総合支所地域振興課、落部支所

## 町民意見公募 実施要領(共通事項)

【提出できる方(いずれも年齢制限はありません)】

- ①町内に住所を有する方
  - ②住所を有してなくても、町内の事業所で働いている、または学んでいる方
  - ③町内で活動する法人、団体
- ※②の方は様式に事業所または学校等の名称を記載願います。

【留意事項】

意見の提出にあたっては、書面に必ず、住所、氏名(法人その他団体の場合は、名称および代表者名)、電話番号を記載願います。記載が無い場合は、取扱できませんのでご留意願います。また、電話での受付も行っておりません。

※個人情報、本件の内部管理のみに使用します。提出意見および、検討結果の公表にあたっては、個人情報を公表することはありません。

【提出先】

- ①書面の持参  
環境水道課業務係、熊石総合支所地域振興課、落部支所
- ②書面の郵送  
〒049-3192  
八雲町住初町138番地  
八雲町環境水道課業務係宛
- ③ファックス  
0137-62-2120
- ④電子メール  
kankyou@town.yakumo.lg.jp

【問い合わせ先】  
環境水道課業務係